ワ　当該顧客又は代表者等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法（銀行等が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。） ［カ～タ　略］ ［二・三　略］ ［2～7　略］	ワ　当該顧客又は代表者等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法（銀行等が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。） ［カ～タ　同上］ ［二・三　同上］ ［2～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第四十九条の規定の施行の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第九号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十五条第一項第四号の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月十一日

国家公安委員会委員長　谷　公一

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（確認の方法等） **第十五条**　［1・2　略］ 3　法第十五条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。 ［一～十　略］	（確認の方法等） **第十五条**　［1・2　同上］ 3　［同上］ ［一～十　同上］
十一　相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号及び次号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること（当該古物商が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）。 ［十二・十三　略］ 4　［略］	十一　相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号及び次号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること（当該古物商が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）。 ［十二・十三　同上］ 4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第四十九条の規定の施行の日から施行する。